

用地造成事業 設計業務委託（その3）

仕様書

令和7年9月

愛知県企業庁

設計業務特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、愛知県企業庁企業立地部工務調整課が実施する「令和7年度用地造成事業 設計業務委託(その3)」に適用する。本業務に適用する共通仕様書は、愛知県建設局が定める「設計業務等共通仕様書」に準拠するものとし、本設計書には添付したものとして省略する。なお、同仕様書は「設計業務等共通仕様書の建設局との相違点」に従って読み替えるものとし、これらについて最新のものに準拠するものとする。また、その他最新の仕様書等は本業務の設計書に添付したものとして遵守しなければならない。

第2条 業務の目的

本業務は、開発検討地区(豊田貞宝次世代産業地区)における工業用地造成の検討をすすめるため、整地予備設計、調整池予備設計及び道路予備設計を行うものである。また、本地区では亜炭層及び亜炭鉱廃坑の空洞が想定されており、空洞範囲の整理や充填対策を踏まえた造成計画を行うものである。

業務の実施にあたっては、施工手順を考慮した現実的かつ経済的な設計計画を提案するとともに、工事工程短縮、施設の安全性・耐久性の向上、工事コストの縮減、環境負荷の低減、新技術の活用、雨水流出抑制対策等の総合コストの縮減、その他監督員から指示があった基準規定を検討し、検討結果を踏まえた計画が将来管理者の計画に整合するか確認することを目的とする。

第3条 業務内容及び作業の進め方

業務内容及び作業の進め方は次のとおりとする。なお、受注者は契約後速やかに契約図書等に基づき業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

1 業務実施箇所(開発検討地区)

豊田貞宝次世代産業地区

2 整地予備設計

整地予備設計は、現地測量及び地質調査結果等に基づき造成計画を設計し、宅地高さ(以下「計画宅盤高」という。)について決定する。ここで、計画宅盤高は関係法令や土量バランス等を考慮したものとし、概略土工量及び施設数量計算等を行い、概算工事費を算出する。また、工事施工時の濁水の流出対策等の仮設計画についても検討を行い、併せて全体工事工程表も作成するものとする。なお、概算工事費の算出については、発注者の指示による積み上げを行うことを原則とするが、積算を行う上で市場単価のない製品等は3者以上の製造元から見積りを徴収し積算に反映するものとする。

(1) 計画宅盤高及び土工量の検討

地質調査及び地盤解析結果を考慮した概略設計に準じる計画宅盤高の調整し表土流用計画、造成断面検討、土工量計算、運土計画の作成を行うものとする。

(2) 施工ステップ

各施工段階（工事着手時、調整池等施工時、亜炭対策施工時、土工最盛時等）における濁水の流出対策、工事用進入路等、工法比較を含めて仮設計画検討を行うこと。また、それを踏まえた上で、施工ステップを考慮した全体工事工程表を作成すること。

(3) 消防水利

開発検討地内の消防水利について、必要に応じて検討を行い、関係図面を作成すること。

(4) 排水設計

計画地の現況地形・流域・地質・現況排水状況を踏まえた計画雨水流域の検討を行うとともに、排水計画や既存インフラへの接続について計画を行うものとする。

(5) 土地利用計画

都市計画法・森林法・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例・工場立地法に基づく、緑地（森林）面積・緩衝帯の幅員等を確保した土地利用計画図とすること。

(6) 概算工事費の検討

概算工事費の検討は、上記の結果をもとに工事施工時における施工方法、その段階（工事着手時、調整池等造成時、亜炭鉱充填時、土工最盛時等）における状況、それが周辺施設に与える影響、構造物の沈下及び濁水の流出対策等仮設計画を十分想定した全体工事工程表を作成した上で検討を行うものとする。

3 調整池予備設計

調整池予備設計は、現地測量及び地質調査結果等に基づき平面・断面設計を行い、調整池容量及び構造物の形式・寸法の決定を行った上、関係機関協議に必要な資料作成及び概略数量計算等を行う。なお、概算工事費の算出については、発注者の指示による積み上げを行うことを原則とするが、積算を行う上で市場単価のない製品等は3者以上の製造元から見積りを徴収し積算に反映するものとする。

(1) 調整池容量の検討

調整池容量の計算は、関係機関から公表されている指針等に準拠したものとする。

する。ここで、排水方法は自然排水または排水ポンプも含めた強制排水等について検討し、排水手法を設計する。なお、調整池下流の水路断面への影響は十分に確認し、断面不足となる場合には改良方法を検討するものとする。

(2) 調整池構造物の形式・寸法の決定

調整池構造物は、余裕高や越流水深等を踏まえた護岸構造形式を数案提案の上、案の比較検討及び絞り込みを行う。

4 パイプライン予備設計

開発検討地区内の既存用水施設について施設管理者からの資料収集・現地確認を実施し、収集資料と既存施設を照会したうえで、必要に応じて資料の修正を行うこと。開発前後の施設状況を評価し、改修の必要性の有無及び改修内容を検討すること。必要に応じて関係機関との協議資料を作成し、各関係者に書面での承認を得ること。なお、概算工事費の算出については、発注者の指示による積み上げを行うことを原則とするが、積算を行う上で市場単価のない製品等は3者以上の製造元から見積りを徴収し積算に反映するものとする。

5 軟弱地盤解析

本地区は、複雑な地形における大規模盛土を実施する計画であり、地質調査の結果に基づき、必要に応じて安定検討を行うこと。

○現況地盤解析（地盤破壊、地盤変形、地盤圧密、地盤液状化）6断面

○対策地盤解析（地盤破壊、地盤変形、地盤圧密、地盤液状化）4断面

また、「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえて経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定する。

6 亜炭層及び亜炭鉱廃坑充填対策検討

既存資料・地質調査の結果に基づき、亜炭層及び亜炭鉱廃坑の対象範囲を把握し、地盤沈下・陥没の評価や地区内施設に対する影響検討を行う。

また、経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定する。

7 道路予備設計

道路予備設計は、概略設計によって決定された中心線に基づき、最も合理的な縦横断、用排水及び造成盛土法面設計等を実施するものとする。その結果より用地幅杭位置等を決定し、測量業務において杭打ちを実施できるよう入念に用地幅杭計画を行うものとする。

(1) 排水施設設計

排水施設設計は、現況排水路の流域、構造、断面及び排水状況を十分に確認した上で、流量計算により排水構造物の断面決定等を行うものとする。

(2) 交差点設計

アクセス道路が接続する新設交差点について、交通機能処理力、安全性、構造的合理性を踏まえて設計を行うものとする。

(3) 橋梁設計

橋梁設計にあたっては、構造的合理性、安全性、施工性、維持管理性、景観性等の観点から総合的な検討を行い、今後の詳細設計および関係機関との協議に資する技術的根拠を整理し、設計を行うものとする。

(4) 擁壁・補強土予備設計

擁壁・補強土設計においては、構造的合理性、安全性、施工性、維持管理性、景観性等の観点から総合的な検討を行い、今後の詳細設計および関係機関との協議に資する技術的根拠を整理し、設計を行うものとする。

(5) 概算工事費の算出

概算工事費の算出については、発注者の指示による積み上げを行うことを原則とするが、積算を行う上で市場単価のない製品等は3者以上の製造元から見積りを徴収し積算に反映するものとする。

8 設計業務遂行における留意点

管理技術者及び照査技術者は、設計業務等の着手時及び必要に応じて設計図書で定める業務の区切りにおいて、設計業務現場を確認しなければならない。

9 報告書作成

各予備設計における図面または書類は、別表1に示す内容を一例として報告書にまとめるものとする。なお、これの表題及び内容については事前に監督員と協議するものとする。

第4条 打合せ協議

- 1 打合せ協議は、愛知県企業庁工務調整課内において実施するものとするが、その他発注者が必要と認めたときは随時実施する。ここで、回数は業務着手時（作業計画提出時）、中間時（課題検討 20 回）及び業務完了時（成果品納入時）の計 22 回を予定している。
- 2 打合せ協議時には管理技術者が立会うこととする。
- 3 受注者は、打合せ協議後に内容・問題点・課題・対応等を簡潔明瞭に記載した「打合せ・記録簿」を作成し、速やかに監督員の確認を受けることとする。

第5条 関係機関協議

- 1 受注者は、予備設計を行う上で必要となる関係機関協議用資料及び地元説明資料等の発注者が必要と認める協議資料を作成するものとする。（関係機関：愛知県森林保全課、自然環境課、河川課、砂防課、都市計画課、名古屋国道事務所、豊田市、みよし市、豊田警察署、中部電力パワーグリッド、愛知用水、豊田土地改良区を想定）
- 2 受注者は、水道管、農業用水管、ガス管、電柱、その他の撤去・移転が必要となる施設の現況調査及び各管理者との協議に出席するものとする。
- 3 受注者は、発注者から要請があった場合は、各種協議、地元説明会に出席するものとする。

第6条 土地への立ち入り

- 1 他人の土地に立ち入る場合、調査員は必ず自己の身分証明書を携行すること。
- 2 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、受注者は、身分証明書交付願を速やかに発注者に提出して、身分証明書（下記様式）の交付を受けること。
- 3 受注者は、身分証明書に記載する内容が確認できる書類を、発注者に提示するものとする。
- 4 受注者は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったとき、身分証明書を提示すること。
- 5 関係法令に基づく身分証明書が必要な場合は、別途発注者と協議すること。

第9条 貸与資料

貸与を希望する資料があるときは、事前に監督員へ相談するものとする。

第10条 成果品

納入する成果品は次に掲げるものとし、愛知県電子納品運用ガイドライン及び同ガイドラインに示す各要領・基準(案)に準拠したものとする。なお、成果品はすべて発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

提出部数は下記を原則とするが、成果品提出前に監督員と協議することとする。

- (1) 各種報告書(A4版ファイルとじ):2部
- (2) 設計図及び図面縮小版(A4版):2部
- (3) その他発注者が必要と認めたもの
- (4) 上記成果品等の電子データ:電子媒体(CD-R等)2部

第11条 その他

- 1 本仕様は、発注者の指示によるものとし、十分に確認した上で業務を進めるものとする。また、これに定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議して定めるものとする。
- 2 受注者は、積極的に関係者・関係機関との調整を行うものとする。また、調整経過を含めた記録及び最終的な調整結果について、責任を持ってとりまとめ、報告書に添付すること。発注者から関係機関等との協議等に同席を要請された場合は出席することとする。
- 3 成果品納入後に、不具合・間違い等が発見された場合については、受注者の責任において、速やかに修正を行うものとする。
- 4 本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を円滑に遂行するために必要があるものについては、本業務に含むものとする。

第12条 軽微な部分

- 1 本業務における約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、共通仕様書で定めた作業のほか、次の作業とする。
 - (1) 現地調査等に伴う交通誘導警備業務
 - (2) 現地調査等における作業車の運転
 - (3) 現地調査等における足場又は伐採伐木など準備・仮設作業
 - (4) 簡易な測量作業
- 2 受注者は、前項で規定する「軽微な部分」を含め、業務の一部を再委託に付する場合、業務計画書の業務組織計画に協力者名、担当技術者名、再委託業務内容及び法令等により登録、免許等が必要なときは登録番号等を記載すること。また、監督員の請求があった場合には、契約関係書類及び免許等を速やかに提示しなければならない。